

2024年度町田市教育委員会 第10回定例会会議録（追加）

議案第28号は、令和7年第1回町田市議会定例会における議決案件であることから、非公開として審議いたしましたが、当該議会で議決されたため、公開することといたします。

1、開催日 2025年1月10日

2、開催場所 第二、第三、第四、第五会議室

3、出席者 教 育 長 小 池 慎一郎
委 員 後 藤 良 秀
委 員 森 山 賢 一
委 員 井 上 由 奈
委 員 関 根 美 咲

4、署名者 教育長
委 員

| | | |
|-----------|-------------|---------|
| 5、出席事務局職員 | 学校教育部長 | 石 坂 泰 弘 |
| | 生涯学習部長 | 白 川 直 美 |
| | 教育総務課長 | 高 田 正 人 |
| | 学務課長 | 高 野 徹 |
| | 指導室長（兼）指導課長 | 大 山 聡 |
| | 書 記 | 板 垣 有美子 |
| | 書 記 | 齊 藤 華 子 |
| | 書 記 | 田 中 優 太 |
| | 速 記 士 | 帯 刀 道 代 |

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、提出議案及び結果

議案第28号 町田市立学校設置条例（案）について

原 案 可 決

7、議事の概要

午前10時30分再開

○教育長 再開いたします。

議案第 28 号を審議いたします。本件については学校教育部長からご説明いたします。

○学校教育部長 議案第28号「町田市立学校設置条例(案)について」、ご説明いたします。

本件は、学校統合に伴い、鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校を廃止し、新たに鶴川中央小学校を設置するため、町田市立学校設置条例の一部を改正するものです。

なお、この条例案は、令和 7 年 3 月の第 1 回町田市議会定例会へ上程いたします。

1 枚おめくりください。

改正内容でございますが、「鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校に関する規定を削り、新たに鶴川中央小学校に関する規定を加えます。」

あわせて、「その他文言の整理を行います。」

施行期日でございますが、鶴川第三小学校と鶴川第四小学校が統合し、鶴川中央小学校となる令和 8 年 4 月 1 日からいたします。

1 枚おめくりください。

改正する条文について、改正前と改正後のものを掲載しております。

具体的な変更内容を申し上げます。「別表第 1 (第 2 条関係)」の新旧対照表でございますが、鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校を廃止し、鶴川中央小学校を三輪小学校の下の欄に掲載しております。

説明は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関してご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第 28 号は原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり可決することにいたします。

以上で町田市教育委員会第 10 回定例会を閉会いたします。

午前 10 時 32 分閉会